

標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(例)と省令との対照表

規程(例)	地方自治法施行規則	総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
(趣旨) 第一条 この規程は、〇〇市議会会議規則（昭和〇年〇月〇日議会規則第〇号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。		(趣旨) 第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。
		2 総務省関係法令に規定する手續等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。
(定義) 第二条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。		(定義)

		第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。
2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 電子署名 次に掲げるものをいう。		一 電子署名 次に掲げるものをいう。
イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名		イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名		ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名		ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
二 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を		二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第六条第一項に規定す

<p>行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第百六十七条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。</p>		<p>る行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。</p>
		<p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p>
		<p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）</p>
		<p>ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p>
		<p>【関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則】 （定義） 第二条 [略]</p>

		<p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。</p>
イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの		イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの
ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したものの		ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したものの
ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書		ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
ニ その他議長が定めるもの		ニ その他行政機関等が定めるもの
(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)	第十二条の二の三 地方自治法第百三十八条の二第一項の総務省令で定める電子情報処理組織 ((申請等に係る電子情報処理組織) 第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行

<p>第三条 会議規則第百六十七条の二第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条から第十二条の二の九までにおいて同じ。）は、議会等（同法第百五条の二に規定する議会等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（同法第百三十八条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下この条から第十二条の二の六までにおいて同じ。）と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>
<p>（電子情報処理組織による議会等に対する通知）</p> <p>第四条 会議規則第百六十七条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第六条、第十一条第二号及び第十二条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。</p>	<p>第十二条の二の四 地方自治法第百三十八条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第十二条の二の六において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p>

<p>2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号イからハまでに掲げる電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>
		<p>3 法令（法律及び政令を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。</p>
		<p>（情報通信技術による手数料の納付） 第五条 情報通信技術活用法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令</p>

		で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。
(議会等からの通知に係る電子情報処理組織) 第五条 会議規則第百六十七条の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。	第十二条の二の五 地方自治法第百三十八条の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。	(処分通知等に係る電子情報処理組織) 第七条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
(電子情報処理組織による議会等からの通知) 第六条 議会等は、会議規則第百六十七条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。	第十二条の二の六 議会等は、地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。	(電子情報処理組織による処分通知等) 第八条 行政機関等は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式) 第七条 会議規則第百六十七条の二第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。	第十二条の二の七 地方自治法第百三十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。 。	(処分通知等を受ける旨の表示の方式) 第九条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

<p>一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力</p> <p>二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出</p>	<p>一 第十二条の二の五の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力</p> <p>二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出</p>	<p>一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力</p> <p>二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところによる届出</p>
	<p>第十二条の二の八 地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行つた議会を確認するための措置を講じなければならない。</p>	
<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第八条 会議規則第百六十七条の二第四項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>		
<p>(配布に係る電子情報処理組織)</p> <p>第九条 会議規則第百六十七条の二第四項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を</p>		

<p>通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>		
<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第十条 会議規則第百六十七条の二第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。</p>		<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第十三条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。</p>
		<p>2 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。</p>
	<p>第十二条の二の二 地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。</p> <p>【総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則】</p>	<p>3 情報通信技術活用法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。</p>

	<p>第十二条の二の二 地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項に規定する電子署名とする。</p>	
		<p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく申請等に係る特例）</p> <p>第十四条 次に掲げる法令の規定に基づく申請等を情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第四条第二項の規定は、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号） 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号） 三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号） 四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号） <p>2 前項に規定する場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事</p>

		<p>項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。) 及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。</p>
		<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第十一條 行政機関等は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。</p>
<p>(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</p> <p>第十一條 会議規則第百六十七条の二第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合</p> <p>二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し</p>		<p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</p> <p>第六条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認め る場合</p> <p>二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合</p>

<p>、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合</p>		<p>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)</p> <p>第十条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合
<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 議会等は、会議規則第百六十七条の三第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p>		<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次</p>

		項において同じ。) その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。
		2 行政機関等が、総務省関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。
(準用等) 第十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八条第六項（同法第一百二十七条第三項の規定により準用される場合を含む。）、第一百二十三条第四項及び第一百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条((議会等からの通知に係る電子情報処理組織))から第十一条((通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合))までの規定を準用する。		
2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第一百六十七条の二及び第一百六十七条の三の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会		第一条 略 2 総務省関係法令に規定する手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法に

議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百六十七条の二及び第百六十七の三の規定並びにこの規程の規定の例による。		より行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。
(委任) 第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。	第十二条の二の九 第十二条の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八条の二第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要な事項は、議会等が定める。	(委任) 第十五条 この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関等が定める。
附 則 この規程は、 年 月 日から施行する。		